

軽・中等度難聴者補聴器購入費助成事業について

佐渡市では、身体障害者手帳の対象とならない軽・中等度難聴者の方を対象に、コミュニケーション能力を向上させ、地域社会との関わりを増やすことで、うつ・認知症の予防につなげることを目的として、補聴器購入費の助成をします。



1 対象者

身体障害者手帳の交付対象とならない難聴の方で、次の要件を満たす方

- 佐渡市内に住所がある18歳以上の方
- 両耳の聴力レベルが30デシベル以上の方
- 補聴器の装用により、コミュニケーション能力の向上について一定の効果が期待されると医師が判断する方

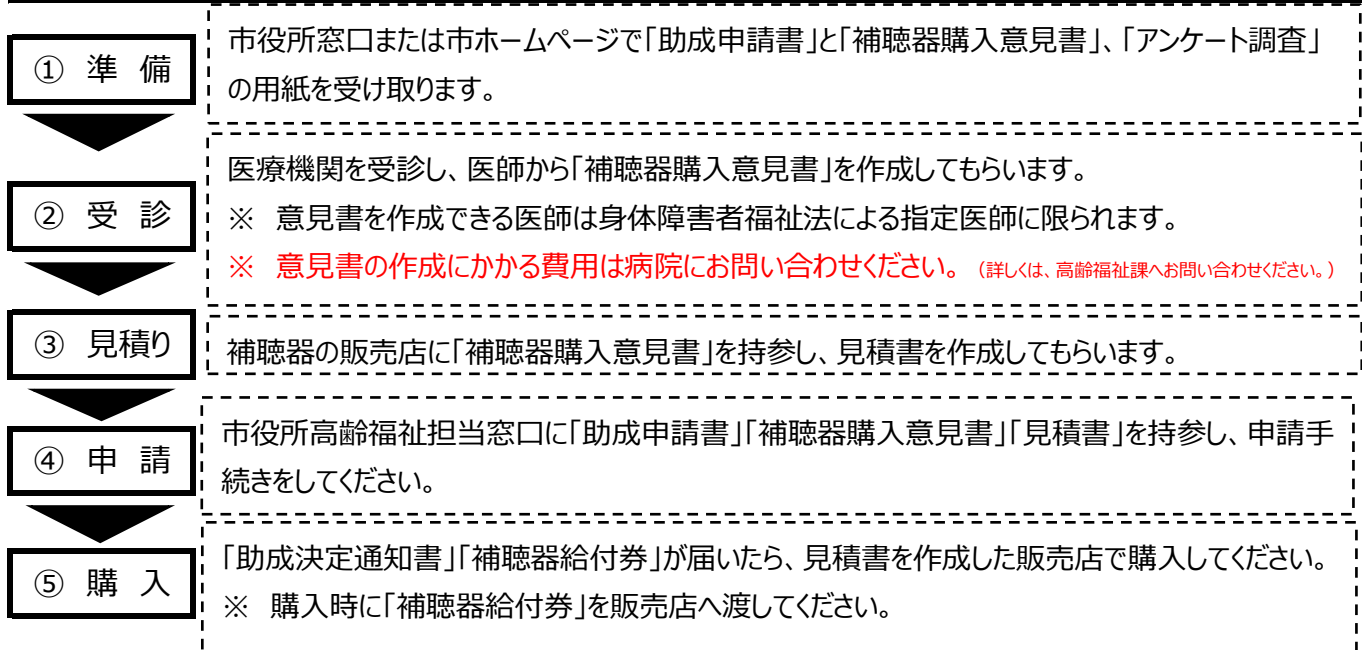
2 助成額

世帯区分	助成額	助成上限額
生活保護世帯・市民税非課税世帯の方	購入費の額	50,000円
市民税課税世帯の方	購入費の額の1/2	25,000円

※ 注意事項

- 必ず購入前に申請をしてください。（購入後の申請は対象となりません）
- 修理費や附属品（イヤモールドなど）の購入費は、助成の対象となりません。
- 助成を受けた方は、助成を受けてから5年を経過するまで、再度の申請はできません。
- 聞こえや社会参加の状況等について継続的なアンケート調査へのご協力をお願いします。

3 申請の方法



申請に関するお問い合わせ

佐渡市役所 社会福祉部 高齢福祉課 高齢福祉係 【電話】 0259-63-3790

各支所・行政サービスセンター 高齢福祉担当窓口

【2022.09 発行】